

産業廃棄物管理型最終処分場建設
(環境影響評価事後調査等 (その2)) 業務委託
仕 様 書

平成30年3月

公益財団法人熊本県環境整備事業団

第1章 総 則

1-1 委託業務名及び委託番業等

委託業務名：産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価事後調査等（その2））業務委託

委託番号：熊環整第0430-0-202号

業務場所：熊本県玉名郡南関町下坂下地内

1-2 目 的

公共関与産業廃棄物管理型最終処分場（以下、「エコアくまもと」という。）は、産業廃棄物の安定的な処理体制を構築したことにより、本県の優れた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全並びに産業の健全な発展に寄与するため、公共関与による管理型最終処分場を整備したものである。

本業務は、平成24年5月に公告した「熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業環境影響評価書」等に基づき、環境影響評価事後調査及び周辺環境モニタリング等を行うことを目的とする。

1-3 履行期間

契約締結日の翌日から平成32年（2020年）12月28日までとする。ただし、各年度の調査結果は、各年度の調査終了後に1回以上報告することとする。

1-4 エコアくまもとの施設概要

施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場（クローズド・無放流型）
敷地面積	約11.5ヘクタール
埋立面積	31,121m ²
埋立容量	423,395m ³
埋立期間	約15～20年間
浸出水の処理能力	60m ³ /日
処理水の放流先	無放流
供用開始	平成27年12月25日

1-5 その他

- (1) 本業務は、本仕様書、委託契約書、熊本県土木部の設計業務等共通仕様書に基づき実施するものとする。また、特に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、受注者の責により充足しなければならない。

1-6 業務カルテの登録

- (1) 受注者は、契約時または変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

- (2) 登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに貫禄印に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略することができるものとする。なお、受注者が公益法人の場合は紺限りではない。登録費用については、諸経費の率計上分に含まれるものとする。

1-7 関係法規の遵守

- (1) 関係法規等については、違反のないように十分注意しなければならない。
- (2) 本仕様書及び添付図面等は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項であっても技術上必要と認められるものについては、明確な根拠を示し、責任をもって充足しなければならない。

1-8 守秘義務

- (1) 受注者は、発注者の許可を得ることなく、本業務の成果を公開あるいは他の業務に利用してはならない。
- (2) 受注者は、業務遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

1-9 その他

- (1) 受注者は、国有地、公有地または私有地等、第三者の土地への立入の際は、発注者及び関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めること。
- (2) 本業務は、本仕様書、委託契約書、熊本県土木部の設計業務等共通仕様書に基づき実施するものとする。また、特に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。
- (3) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなくてはならない。受注者は、業務の進捗をはかるための十分な数の技術者を配置しなければならない。また、発注者との打合せ事項等は整理表を作成し報告すること（打合せ日時、場所、記事、担当者を記入）。
- (4) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

第2章 業務の内容

2-1 業務内容

- (1) 本仕様書に定める事項のほか、下記の関係条例等に従い、表1に示す各種調査等を実施する。なお、調査手法は、「熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業環境影響評価」及び「既存調査結果」に記載した手法に準じること。
- (2) 調査結果で、基準超過、以前実施した調査結果との乖離等が認められた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、影響を低減するための環境保全措置を提案し、発注者と協議すること。
- (3) 調査において、個人家屋への踏み荒らし、伐採等については最小限にとどめ、作業終了後原型復旧等は、全て受注者の責により行うこと。
- (4) 調査にあたっては、搬入車両の状況を勘案し、発注者と調査の時期、方法等の協議を行うこと。

2-2 調査項目等

1) 計画準備

業務計画書の作成、調査区域の現況把握、調査地点の選定等のための現地踏査等業務全般の計画準備とする。

2) 業務打合せ協議

業務をスムーズに進行させるため、業務打合せ協議を行う。打合せは、業務計画時(1回)、平成31、平成32年度の調査終了時(2回)、業務終了時の計4回を基本とする。

3) 地下水

受注者は、新たな自記式水位計を設置して地下水位の連続観測を行う。水位観測地点は、B-1、B-7、B-13、B-14の計4箇所とする。

なお、新たに設置する水位計は、既設機器と同程度のもの(表2参照)とし、設置した自記式水位計の帰属は、公益財団法人熊本県環境整備事業団とする。

また、地下水位を観測している期間において、気象庁または熊本県等が設置している雨量計の降雨データを整理する。

4) 水象

受注者は、新たな自記式水位計を河川に設置し、連続流量観測を行うとともに、断面法による定期流量観測(1回/月)を実施する。

なお、自記式水位計設置後、降雨の前後で断面法により1週間程度連続観測し、連続流量観測の補正を行うこと。

また、新たに設置する水位計は、既設機器と同程度のもの(表2参照)とし、設置した自記式水位計の帰属は、公益財団法人熊本県環境整備事業団とする。

5) 動物

ホタル(ゲンジボタル、ヘイケボタル)の生育状況を目視により調査する。

調査にあたっては、天候等を考慮のうえ複数日実施し、確認个体数の最大値を把握する。

6) 騒音・振動

環境・工事騒音、振動は、エコアくまもとの北西、南東の2地点で、24時間測定を行い、環境基準及び騒音規制法規制基準(特性建設工事)との比較を行う。

道路交通騒音、振動、交通量は、主要地方道大牟田植木線3地点で、24時間測定を行い、環境基準との比較を行う。なお、交通量調査は、大型車、小型車、二輪車の3分類とし、車速も測定する。

7) 報告書作成

報告書は、関係条例等の記載内容を踏まえ、調査結果と環境影響評価の結果との比較検討等、既存調査結果⑫の報告書を考慮した内容、様式として作成すること。

また、報告書等に使用する電子媒体は別添1のとおりとする。

2-3 成果品及び業務完了報告

(1) 成果品(報告書)

① 成果品は2部とし、別途CD-R等の電子媒体にて提出すること。

② 文献を使用した場合は、当該部分のコピー等の提出を求められることがある。

③ 成果品の提出場所は、公益財団法人熊本県環境整備事業団事務局とする。

記

【関係条例等】

- ①熊本県環境影響評価条例（平成12年6月21日熊本県条例第61号）
- ②熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年12月20日規則第56号）
- ③熊本県環境影響評価技術指針（平成12年12月20日告示第1011号の2）
- ④熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業環境影響評価方法書（平成20年10月）
- ⑤熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業環境影響評価準備書（平成23年8月）
- ⑥熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業環境影響評価書（平成24年5月）

【既存調査結果】

- ⑦熊環整第0421-0-202号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（現地調査（地質調査解析・計画立案等））業務委託
- ⑧熊環整第0412-0-203号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（動植物等））業務委託
- ⑨熊環整第0421-0-204号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（騒音・水質等））業務委託
- ⑩熊環整第0421-0-208号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価現地調査（調査ボーリング・地下水文総合解析））業務委託
- ⑪熊環整第0422-0-201号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価準備書及び評価書作成等）業務委託
- ⑫熊環整第0424-0-203号 産業廃棄物管理型最終処分場建設（環境影響評価事後調査等（その1））業務委託

表1 委託内容

環境要素	事後調査の項目	調査項目	調査根拠	調査地点	調査方法	頻度	数量
地下水	地下水集排水による周辺井戸の利水への影響	井戸水位	環境影響評価事後調査	地下水観測孔（既設ボーリング孔） B-1、B-7、B-13、B-14 の計4 箇所 ※環境影響評価事後調査（その1）と同地点	連続観測 （新たな自記式水位計を設置して行う） ※自記式水位計は受託者で設置	平成30年7月～ 平成31年6月まで でデータ回収 は1回/月	48 （4地点×12月）
				降雨量	観測期間における降雨量データの集計・整理		12 （1回×12月）
水象	地下水集排水による農業用水への影響	河川流量	環境影響評価事後調査	山の神川 I-5、I-6、I-9 の計3 箇所 ※環境影響評価事後調査（その1）と同地点	連続流量観測 （新たな自記式水位計を設置して行う） ※自記式水位計は受託者で設置	平成30年7月～ 平成31年6月まで で1回/月	36 （3地点×12月）
					定期流量観測 （断面法による）		36 （3地点×12月）
					自記式水位計の設置及び補正 （断面法により連続観測し、連続流量観測の補正を実施）		3 （3地点×3）
動物	ホタル類の生息状況	ホタル（ゲンジボタル、ヘイケボタル）の生育状況	環境影響評価事後調査	①山の神川・大場川流域（約10ha：幅200m×延長500m程度）、②エコアくまもと北東側の沢付近（約9ha：300m×300m程度）、③内田川流域（エコアくまもとの東側）（約6ha：幅200m×延長300m程度）、④農業用水路（約1.5ha：幅50m×延長300m程度）、⑤農業用水路（約1ha：幅100m×延長100m低尾）の計5箇所 ※環境影響評価事後調査（その1）と同地点	夜間目視調査	平成30年～平成32年までで1回/年	15 （5地点×3年）
騒音・振動（環境モニタリング）	騒音、振動、交通量	環境保全協定	環境保全協定	・環境・工事騒音はエコアくまもと周辺2地点（No.4、6） ・道路交通騒音・振動・交通量は搬入道路3地点（No.5、7、8）	騒音計、振動計による測定 交通量は調査員の目視カウンター計測	搬入車両が最大になる時期に1回（24h）	5 （5地点×1回）
調査報告書作成	報告書取りまとめ			事後調査報告書の内容を考慮した報告書の作成（中間報告2回含む）			1式

※本業務において受託者が設置した自己式水位計については、公益財団法人熊本県環境整備事業団の帰属とする。

表2 水位計仕様(既設)

地点名	孔口標高	設置標高	必要な ワイヤー長	製品名	機器型番	計測範囲	測定精度	メーカー
B-1	58.32	40.48	18	チタン製HOBO水位・温度ロガー	U20-001-02(30m標準型)	0~30m	±1.5cm	ONSET社
B-7	28.69	12.22	16	チタン製HOBO水位・温度ロガー	U20-001-02(30m標準型)	0~30m	±1.5cm	ONSET社
B-13	44.29	31.41	13	チタン製HOBO水位・温度ロガー	U20-001-02(30m標準型)	0~30m	±1.5cm	ONSET社
B-14	63.06	41.37	22	チタン製HOBO水位・温度ロガー	U20-001-02(30m標準型)	0~30m	±1.5cm	ONSET社
B-14 (大気補正用)	63.06			チタン製HOBO水位・温度ロガー	U20-001-02(30m標準型)	0~30m	±1.5cm	ONSET社
I-5				チタン製HOBO水位・温度ロガー	U20-001-04(4m標準型)	0~4m	±0.3cm	ONSET社
I-6				チタン製HOBO水位・温度ロガー	U20-001-04(4m標準型)	0~4m	±0.3cm	ONSET社
I-9				チタン製HOBO水位・温度ロガー	U20-001-04(4m標準型)	0~4m	±0.3cm	ONSET社

(別添 1)

見積仕様書に規定する報告書（電子媒体）に関しては、以下によること。

1. 成果物は、Microsoft 社 Windows 8 または 10 上で表示可能なものとする。
2. 使用するアプリケーションソフトウェア
 - 1) ワードソフトは、Microsoft 社 Word2013 で表示可能なものとする。
 - 2) 表計算は、Microsoft 社 Excel2013 で表示可能なものとする。
 - 3) プレゼンテーションソフトは、Microsoft 社 PowerPoint2013 で表示可能なものとする。
 - 4) 画像、図面等については、J P E G または P D F 形式とする。
 - 5) 上記ソフトウェアによる作成が困難な場合は、別途協議すること。
3. 格納媒体は、DVD-R または CD-R とする。なお、委託業務名称等を収納ケース及びディスクにラベルにより必ず付記すること。
4. その他
 - 1) 報告書（電子媒体）の納入については、監督員の立ち会いのもと、監督員が指定するコンピューターにて正常に作動することを確認すること。
 - 2) 報告書（電子媒体）納入後に発生した、受注者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を講ずること。